



2013年3月14日 第2013-16号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 産業政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

国民生活・経済への影響を最小限に

民主党は「消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案」（消費税影響緩和法案）を衆院に12日提出した。

社会保障と税の一体改革により2014年4月から消費税率が現行の5%から8%に、15年10月から10%に引き上げられることが決まっているが、これに伴う国民生活・経済への影響を考慮して講じるべき逆進性対策などの各種の措置のうち、民主・自民・公明の3党協議で結論が先送りまたは不十分なままとなっている点について、早急に結論を出すべきとの観点から、民主党単独で議員立法で提案することとなった。

法案は、消費税率引き上げの時期が近づくなか、国民生活・経済への影響を考慮し、税率引き上げに伴う対策等を規定した税制抜本改革法（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」）7条のうち、とくに逆進性対策、自動車、住宅、医療への対策について次のように期限・方向性を明確化するもの。

1. 逆進性対策については(1)2014年度は簡素な給付措置で対応(2)14年度までに本格的な対策の結論を出す。
2. 自動車対策については(1)14年3月末に自動車取得税を廃止(2)14年3月末に自動車重量税の当分の間税率を廃止(3)自動車重量税をさらにグリーン化(4)都道府県・市町村の財政に影響を与えないよう措置を講じる。
3. 住宅対策については、住環境の変化、住宅に対する需要の変化等も踏まえつつ、中低所得者の負担緩和のための給付措置等について速やかに対象者・金額等を具体化する。
4. 医療機関の損税問題(医療費はわが国では政策的配慮によって消費税が非課税とされ、仕入れにかかる消費税を転嫁できないため、社会保険診療報酬等でこの分を手当てすることとなっているが、高額医療機器の設備投資などについては手当てが十分でなく、結果的に仕入れ税額分について医療機関に損失が生じてしまうとされる問題)については、13年度末までに結論を出す。

中小企業の消費税の転嫁については、昨年の民主党政権時に取りまとめた中小企業が共同して行う消費税の転嫁・表示カルテルなどを独禁法から適用除外とする法案検討が政府においても進められている。

津田弥太郎参議院議員も先の国会質問で、消費税に対する価格転嫁および表示カルテルの独禁法からの適用除外について質問を行った。稲葉大臣も答弁で、適用除外とするための立法化を約束した。